

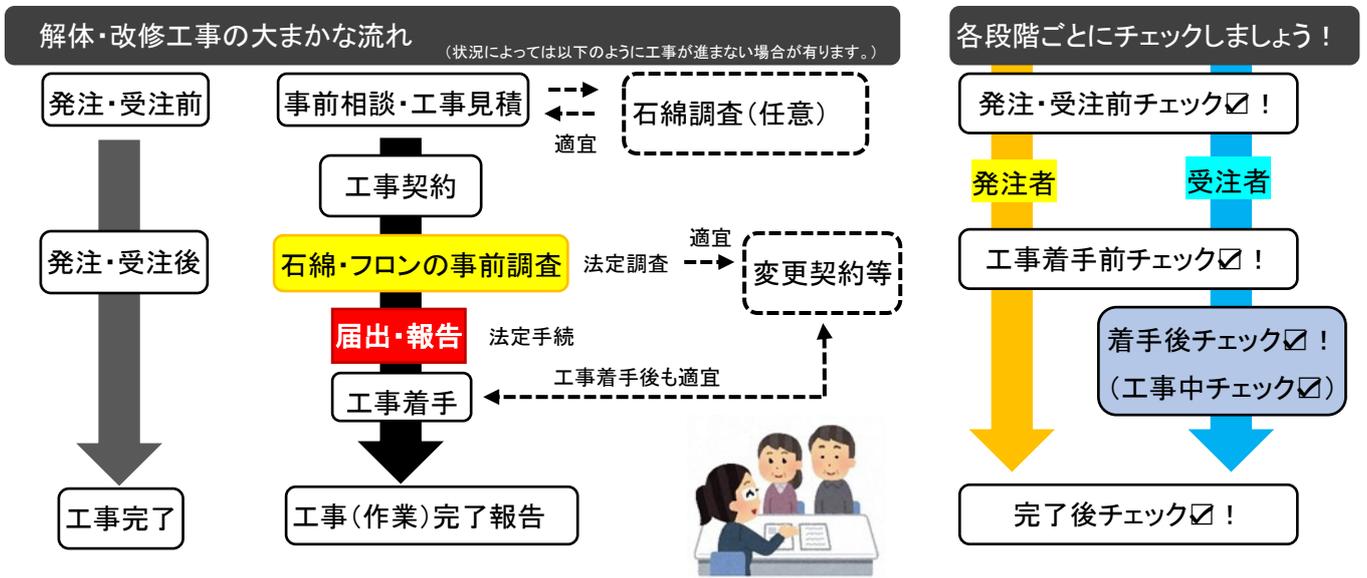


解体・改修(リフォーム)工事に係る環境法令について

発注・受注後に **困った!** とならないために、発注予定者と受注予定者と一緒に下記10項を確認しておきましょう!

【各環境法令】	【関連事項】 ↓発注・受注前にチェック☑しましょう!
<p><b>大気汚染防止法</b> (石綿関連事項)</p> <p>事前調査は令和5年10月1日から有資格者以外実施できなくなります。</p> <p>事前調査の報告義務は令和4年4月1日から施行されます。</p>	<p>☐ <b>石綿含有建材に係る事前調査を必ず実施しなければなりません。</b> ※1一部作業を除く。  <b>発注者</b>(元請業者。以下同じ。)は、必ず石綿含有建材の有無等について事前調査を行い、その結果を<b>発注者</b>に書面で説明しなければなりません。  <b>発注者</b>は設計図書の提供など、事前調査に協力する必要があります。また、<u>通例、調査には費用がかかります。</u>  <b>発注者</b>は、石綿含有建材があった場合、<b>受注者</b>に対し、工期、工事費、施工方法その他当該工事の請負契約に関する事項について作業基準等の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮(適宜変更契約等)する必要があります。</p> <p>☐ <b>石綿含有建材の除去等作業は作業基準等を遵守した上で行わなければなりません。</b>  <b>受注者</b>は、事前調査の結果、石綿含有建材があった場合、作業計画を作成し、散水や隔離養生などの作業基準等を遵守しながら作業を行わなければなりません。さらに、作業完了後には現場の有資格者(石綿作業主任者等)が石綿の取り残しの無いことを確認の上、<b>発注者</b>に作業完了を書面で報告しなければなりません。</p> <p>☐ <b>事前調査結果の報告と作業実施の届出を行わなければなりません。</b> ※2対象工事のみ。  <b>受注者</b>は、事前調査の結果を工事着手前にあらかじめ県と所轄労働基準監督署に報告しなければなりません。原則、専用HPから報告します。  <b>発注者</b>は、事前調査の結果、吹付け石綿等いわゆるレベル1、2建材に該当する石綿含有建材があった場合には、その除去等作業を行う14日前までに県・所轄労働基準監督署に届出を行ってください。  <b>【関連HP 石綿(アスベスト)飛散防止対策について】</b> ←専用HPへのリンク有  <a href="https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/taiki/asbestos.html">https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/taiki/asbestos.html</a></p>
<p><b>土壌汚染対策法</b></p>	<p>☐ <b>一定規模以上の土地の形質変更を伴う工事は届出を行わなければなりません。</b>  <b>発注者</b>等は、3,000m<sup>2</sup>(有害物質使用事業場では900m<sup>2</sup>)以上の土地の形質変更(掘削や盛土等)を伴う工事の場合、<u>工事着手日の30日前までに県に届出を行ってください。</u>  <b>【関連HP 土壌汚染対策法に基づく届出について】</b>  <a href="https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/dojo/dozyo/kaiseidotai.html">https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/dojo/dozyo/kaiseidotai.html</a></p>
<p><b>フロン排出抑制法</b> &lt;正式名称&gt; フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</p>	<p>☐ <b>業務用冷凍空調機器を廃棄するときはフロン類を回収しなければなりません。</b>  <b>発注者</b>は所有する業務用冷凍空調機器(パッケージエアコン等)を廃棄する際は、第一種フロン類充填回収業者に依頼(委託)して、フロン類を回収しなければなりません。</p> <p>☐ <b>業務用冷凍空調機器に係る事前確認を必ず実施しなければなりません。</b>  解体工事の<b>受注者</b>は、業務用冷凍空調機器の設置の有無を確認し、<b>発注者</b>に書面で説明しなければなりません。なお、フロン類を回収せずに配管を切断等してみだりにフロン類を放出した場合、結果として両者に所定の罰則が適用される可能性があります。  <b>【関連HP フロンはきちんと充填・回収】</b>  <a href="https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/taiki/pubdoc060223freon.html">https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/taiki/pubdoc060223freon.html</a></p>
<p><b>騒音規制法</b> <b>振動規制法等</b></p>	<p>☐ <b>特定建設作業を伴う工事は届出を行わなければなりません。</b>  <b>受注者</b>は特定建設作業<sup>※3</sup>を市町村に工事着手日の7日前までに届出を行ってください。  <b>【関連HP 例:山形市(各市町村に御確認ください。)]</b>  <a href="https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kurashi/kankyohozen/1006535/1008256/1002378.html">https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kurashi/kankyohozen/1006535/1008256/1002378.html</a></p>
<p><b>PCB 特措法</b> &lt;正式名称&gt; ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</p>	<p>☐ <b>照明機器・電気機器にポリ塩化ビフェニル(PCB)が含まれていないか確認してください。</b>  <b>発注者</b>は、昭和52年3月以前に建築等された建物の蛍光灯安定器や、平成6年以前に製造された変圧器、平成3年以前に製造されたコンデンサーがあった場合は、PCB使用の有無を確認してください。なお、PCB廃棄物は処分期限が迫っておりますので、処分について県に相談してください。</p>
<p><b>廃棄物処理法</b> &lt;正式名称&gt; 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	<p>☐ <b>廃棄物は適正に処理してください。</b>  <b>発注者</b>は、自分の廃棄物や不要な所有物(家具、家電等)を適正に処理してください。  <b>受注者</b>は、“工事に伴って”排出される廃棄物を適正に処理してください。  <b>【関連HP 産業廃棄物を排出する事業者のみなさんへ】</b>  <a href="https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/haikibutsu/haishutsujigyoyou/haishutsususha.html">https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/haikibutsu/haishutsujigyoyou/haishutsususha.html</a></p>
<p><b>その他</b></p>	<p>☐ <b>製造関連施設等は構造変更や廃止等届出を行わなければなりません。</b>  <b>発注者</b>は製造業や旅館業、洗濯業などを営む工場・事業場の工事を行う場合、必要に応じてボイラーや製造関連施設、洗浄施設等に係る変更や廃止等届出を県に行ってください。</p>

備考 1 環境法令のすべてを網羅したチェックシートではないことに御留意願います。各項目の詳しい説明は県環境課に御相談ください。  
 2 山形市内の工事の場合は上記の県を山形市と読み替えてください。



※1 石綿含有建材の事前調査が不要な作業について

**原則、必ず事前調査を行う必要がありますが、以下の作業に限り、事前調査をする必要はありません。**

- ・除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- ・既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・国土交通省、経済産業省又は農林水産省により用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された一部工作物の解体・改修作業

※2 県・労働基準監督署への事前調査結果の報告が必要な工事について

**【報告対象工事】(令和4年4月1日～)**

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の床面積の合計が 80㎡ 以上であるもの。
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金(消費税を含む。)の合計が 100 万円以上であるもの。
- ③ 工作物(環境大臣が定めるものに限る。)の解体、改造、補修作業を伴う工事であって、当該作業の請負代金(消費税を含む。)の合計が 100 万円以上であるもの。

※3 市町村への届出が必要な特定建設作業について。ただし、作業が1日で終わる場合や、国土交通省により低騒音型建設機械として指定されている機械による作業は届出を行う必要はありません。

	特定建設作業の種類	作業内容
騒音規制法	くい打機、くい抜機を使用する作業	人力もんけん、圧入式くい打・くい抜機、アースオーガと併用する作業を除く。
	びょう打機を使用する作業	
	さく岩機を使用する作業	手持式ブレーカーを含む。1日において連続 50mを超えない作業
	空気圧縮機を使用する作業	原動機(電動機を除く)の定格出力が 15kW 以上
	コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行なう作業	コンクリート容量 0.45m <sup>3</sup> 以上、アスファルト重量 200 kg 以上。(モルタル製造のためのコンクリートプラントは除く。)
	バックホウを使用する作業	原動機(電動機を除く)の定格出力が 80kW 以上
	トラクターショベルを使用する作業	原動機(電動機を除く)の定格出力が 70kW 以上
振動規制法	ブルドーザーを使用する作業	原動機(電動機を除く)の定格出力が 40kW 以上
	くい打機、くい抜機を使用する作業	人力もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打機、くい抜機を除く。
	鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業	
県条例※4	舗装版破碎機を使用する作業	1日において連続 50mを超えない作業
	ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。1日において連続 50mを超えない作業
	試すい機、さく井機を使用する作業	
	路面切断機を使用する作業	
	ディーゼル機関又はガソリン機関を使用する作業	原動機の定格出力が 3.7kw 以上

備考 ※4 山形県生活環境の保全等に関する条例